

## 長崎市老朽危険空き家対策事業における空き家の老朽度判定基準

### ●住宅地区改良法施行規則別表第1の二

(い)	(ろ)	(は)		(に)
評定区分	評定項目	評定内容		評点
二 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 床	イ	根太落ちがあるもの	10
		ロ	根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	(2) 基礎、土台、柱又ははり	イ	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		ロ	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ハ	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(3) 外壁又は界壁	イ	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		ロ	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(4) 屋根	イ	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		ロ	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25
		ハ	屋根が著しく変形したもの	50
合計評点(注2)				

注1:(ろ)欄の各評定項目において、該当する評定内容が二つ以上ある場合は、最も高い評点を採用する。

注2:空き家の老朽度判定基準は、評定項目(1)～(4)の評点の合計が100点以上であること。

注3:長崎市老朽危険空き家対策事業については、注2の他に、土地・建物の寄贈ができる、土地・建物ともに抵当権等がない等の条件があります(対策事業実施要綱別表第1参照)。

注4:老朽危険空き家対策事業の対象の可否については、現地調査のうえ、市が判断します。